４第１２号陳情　　東大和市特別職員の服務の宣誓に関する条例の制定を求める陳情

受 理 年 月 日　　令和４年６月６日

陳　　情　　者　　東京都西多摩郡瑞穂町大字武蔵１８３－３
立憲共和党代表　角田　統領

付託する委員会　　総務委員会

陳情趣旨

東大和市特別職員の服務の宣誓に関する条例の制定を求める。

陳情原因

１　東大和市には、首長及び議員に関する「服務の宣誓」の規定がない。

２　東大和市には次の条例がある。

【東大和市職員の服務の宣誓に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３１条の規定に基づき、職員の服務の宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員の服務の宣誓）

第２条　新たに職員となった者は、別記様式による宣誓書を任命権者に提出してからでなければ、その職務を行ってはならない。

（委任）

第３条　この条例に定めるものを除くほか、職員の服務の宣誓に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。】

陳情理由

東大和市の首長及び議員は、有権者の選挙により選出されたのであるから、当選証書の付与に際して、主権者に対して「服務の宣誓」をするべきである。